

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

村山市長 志布 隆夫

市町村名 (市町村コード)	村山市	
地域名 (地域内農業集落名)	戸沢地域	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水田面積の割合が大きく、水稻を中心に果樹、野菜などほとんどの農業者が複合経営である。高齢の農業者が多く、担い手が減少しているなか、今後、持続的な農地の利用を図りながら、地域の活性化を進めるためには、新規就農者などを確保、育成していくことが重要である。また、法人などは従業員の通年での確保が課題となっている。畑地化事業に取り組んでいる農地については、指定期間経過後の耕作の継続が今後の課題である。また、果樹、野菜などの収穫時期の人手の確保も課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の基幹作物である水稻については、担い手の農地の交換など農地の集約化を段階的に進める。耕作条件の不利な圃場は、基盤整備を行い、農地の集積、集約化を進める必要がある。水稻、果樹、野菜を中心とした複合経営を継続し、新規就農者や後継者の確保を図りながら、技術指導や助言によって育成を図る。戸沢の樹園地は山手に多いが、果樹の栽培を拡大するなかで、耕作しやすい農地に集約することを検討していく。また、高収益作物の導入の検討も今後の課題である。高齢化が進み、担い手が減少している現在、集団草刈活動等を再考する必要がある。果樹、野菜などの収穫時期の人手の確保については、今後、シーズンワーカーや外国人労働者などを活用することも考えられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	973.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。また、生産利用に向けて様々な努力を行っても、農業上の利用が困難である農地については、保全等を進める区域とする。戸沢地域は、山に面した農地などに、耕作放棄地や不正形で作業効率の低い箇所が見うけられ、保全等を進める区域として設定する。保全については、周りに迷惑がかからない程度に保つ事で、草刈りのほか、鳥獣緩衝帯、わらびなどの採取地などで農地を活用していくことを検討する。また、非農地の手続きで、農地を山林や原野の地目にする 것도検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積率は現在約50%であり、農地中間管理機構を活用し、10年後の目標として80%を目指す。また、担い手の農地交換等を中心に、点在している農地の集約化を進め、農地の分散を解消することで生産性の向上を図る。 さらに、若い担い手農業者の意向を踏まえ、田や畑地の集約化を進めていく必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や地域のニーズを踏まえ、基盤整備事業を検討し、取り組んでいく必要があり、耕作条件が不利な圃場は基盤整備を進め、農地の集積、集約化を図る。 現在、滝ノ沢、小国沢地区約40haの基盤整備の実施について要望がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市等関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体の参入について、調整や検討を行い、相談から定着まで連携した取組みを実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の農作業の効率化を図るため、地域の中心となる担い手への作業委託を積極的に行うことを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- 1)近年、クマやイノシシの目撃情報が多く、行政や関係機関、猟友会、農業者を含む地域住民が一体となり、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制をつくる。具体的な活動として、追払い、電気柵の設置による防護、捕獲を組合せた対応を行う。
- 3)土地利用型作物の栽培の省力化には、スマート農業の取組が不可欠であり、担い手や市、県のほか関係機関が協力して導入を推進する。また、基盤施設のRTK基地局などの整備の検討を進める。
- 4)畑地化については、将来の耕作の維持継続を考慮した取組みが必要であり、国の動向を注視して進めていく。
- 5)水田耕作と併せて果樹の栽培拡大のため、農地の集約化や団地化、メガ団地の取組みを検討する。労働力の調整や作業の省力化が重要となり、省力的な栽培体系の確立や品目、品種の組み合わせを工夫した労力分散などの検討を進める。また、アルバイトなどによる労力の確保、シーズンワーカーや県で進めている外国人労働者などの活用の方向性などを検討する。さらに、凍霜害、降雹害の対策として、水源の確保や灌水設備の導入などを検討する必要がある。